

豊田北ジュニアフットボールクラブ会則

制定1990年4月1日

豊田北ジュニアフットボールクラブ

第1条〔総則〕

- ・この規則は、豊田北ジュニアフットボールクラブ(以下本クラブ)関係者(運営スタッフ・育成会・選手・父兄)が遵守する項目を定めたものである。
- 2 当クラブは、豊田北ジュニアフットボールクラブと称し、通称名をと豊田北JFCと称し、略称名を豊北JFCとする。

第2条〔目的〕

- ・本クラブは、サッカーを通じて健全な心身育成とサッカーに必要な技術を養うとともに、将来に活かせる青少年の健全育成を図る。

第3条〔会員〕

- ・本クラブの会員は、主旨(目的)に賛同するもの、および目的を達成するために必要なメンバーで構成する。
- 2 本クラブの選手(子ども)は原則として幼児(4歳以上)から、小学6年生を対象とする。

第4条〔事務局〕

- ・本クラブの事務局は、当クラブの代表者宅におくものとする。

第5条〔運営スタッフ〕

- ・本クラブの運営は運営スタッフを組織し、運営スタッフ会議で運営計画を協議し運営にあたる。
- 2 本クラブは以下の運営スタッフを置く。
 - (1)代表者(1名) (2)副代表者1名(1名) (3)指導者(コーチ)20名程 (3)主務(会計・育成会から選出)
 - (4)育成会代表者数名
- 3 運営スタッフの互選と任期
 - (1)代表者と副代表者は指導者および育成会の互選で選任し、主務は代表者が委嘱する。
 - (2)運営スタッフの任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 4 代表者は、本クラブを代表し運営スタッフと協議し本クラブを運営する。
- 5 代表者に事故有る時は、副代表者または指導者が代行する。
- 6 指導者は、当会則を遵守し指導を行う。
- 7 主務は、会計および本クラブ運営の補助を行う。
- 8 育成会代表者は、学年代表と連携し、本クラブの運営協力を行う。

第6条〔会費・用途〕

- ・本クラブの会費は、以下とし年一括払いとする(4月から翌年3月分)。途中入会は月割りで支払うものとする
 - (1)入会金(新規入会)1,000円
 - (2)月会費は、幼児800円/一人、1年から3年1,300円/一人、4年から6年2,300円/一人とする
- 2 入会金および会費は、各大会への参加・登録・保険料や医薬品・通信費・指導者日当・器具备品など本クラブ運営に必要なものの支払いにあてる。
- 3 脱会時は退部申請受領後、翌々月以降分の残金(3月までの)を原則返金するものとする。

第7条〔会計年度〕

- ・会計年度は4月1日から翌年3月総会日とし、年一回、総会において収支報告するものとする。

第8条〔総会〕

- ・総会は全会員で構成し、会則の改廃・運営スタッフの選出と事業計画・収支決算を審議し、決議は総会出席者の過半数の同意で議決するものとする。

第9条〔その他〕

- ・本クラブの運営にあたり緊急決議を要するときは、運営スタッフで協議・議決することができる。ただし、議決事項は総会において必ず報告されなければならない。

付則 この会則は、2011年4月1日から施行する。

改訂 1997年3月9日、2006年3月17日、2007年3月18日、2011年3月13日、2011年6月5日